

不開示部分の理由及び根拠【請求内容（1）】

1 相談記録

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
1	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
2	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
3	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
4	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
5	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
6	○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
7	○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
8	○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
9	○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
10	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
11	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・目的欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
12	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
13	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄 ・状況（客観的）欄 6行目	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・状況（客観的）欄 1行目	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
14	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄 ・状況（客観的）欄 4行目	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄 ・状況（客観的）欄 5～8行目	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・状況（客観的）欄 2行目 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
15	○年○月○日 ○:○ ～○:○	・相談者欄 ・状況（客観的）欄 6行目	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・目的欄 ・状況（客観的）欄 2～3行目 ・状況（主観）欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
16	○年○月○日 ○:○ ～○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
17	○年○月○日 ○:○ ～○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
18	○年○月○日 ○:○ ～○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
19	○年○月○日 ○:○ ～○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
20	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
21	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
22	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
23	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
24	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠	
25 ○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。	
	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
	・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
26 ○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。	
	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
	・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
27 ○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。	
	・目的欄 ・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
	・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
28 ○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
	・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
29 ○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・目的欄 ・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	
	・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。	

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
30	〇年〇月〇日 〇:〇 ～〇:〇	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
31	〇年〇月〇日 〇:〇 ～〇:〇	・目的欄 ・主訴欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
32	〇年〇月〇日 〇:〇 ～〇:〇	・主訴欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
33	〇年〇月〇日 〇:〇 ～〇:〇	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
34	〇年〇月〇日 〇:〇 ～〇:〇	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

2 会議録

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
1	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・開催場所欄	開催場所を開示することにより開示請求者以外の個人を推定することが可能となるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当する。
		・関係者の参加欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当する。
		・会議目的欄 ・会議内容欄 ・決定事項欄 ・今後の計画欄	外部機関及び保健所による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・備考欄	参加した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

不開示部分の理由及び根拠【請求内容（2）】

1 相談記録

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
1	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
2	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 1行目	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
3	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・分析・判断欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
4	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
5	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
6	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
7	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・相談者欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
8	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・目的欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・主訴欄 ・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
9	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・状況（主観的）欄 ・分析・判断欄 ・対応欄 ・今後の計画欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
10	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
11	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・状況（客観的）欄	外部機関による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		・目的欄 ・対応欄	対応した職員による内容の分析や判断、主観的な印象、今後の対応予定等に関する記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。

2 会議録

	該当文書 日時	不開示箇所	理由及び根拠
1	○年○月○日 ○:○ ～ ○:○	・関係者の参加欄	開示請求者以外の個人に関する情報であり、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当する。
		・会議目的欄 ・会議内容欄 ・決定事項欄 ・今後の計画欄	外部機関及び保健所による情報提供、分析や判断、主観的な印象及び今後の対応予定等に関する記述であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後業務の協力を受けられなくなるとともに、外部機関・保健所双方の精神保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。